

入園入学おめでとうございます

4/1

蓬田保育園入園式・進級式

園児数 27人
うち新・途中入園児 8人(男子3人・女子5人)



4/8

蓬田小学校入学式

児童数 107人
うち新入生 15人(男子6人・女子9人)



4/8

蓬田中学校入学式

生徒数 65人
うち新入生 18人(男子10人・女子8人)



蓬田

Yomogita village

広報
よもぎた

うさぎ

ん

お

め

で

う

目次

- 村の出来事 1
- 国保の窓口 2
- 蓬田村行政組織図 3
- 総合カレンダー 5
- こんにちは！保健師です 7
- お知らせ 9
- 入園入学おめでとうございます 11

新生活に胸を躍らせて

4月1日(月)、蓬田保育園で第20回入園式・進級式が行われ、令和6年度新入園児3名と令和5年度途中入園児5名の計8名が元気に保育園生活をスタートさせました。



5

2024 No.613

広報 よもぎた 2024 May No.613

令和6年5月発行 編集発行 蓬田村総務課 企画財政班 TEL 0174-27-2111 FAX 0174-27-3255
〒030-1211 青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字夕越1番地3 蓬田村ホームページ <https://www.vill.yomogita.lg.jp>

～国保の窓口～



国民健康保険で受けられる給付について

国保に加入している方が病気やケガで病院にかかったり、出産や死亡があった場合には、治療等（療養の給付等）や現金の給付（療養費の支給）が受けられます。これを「保険給付」といいます。

①病院にかかるとき（療養の給付）

病気やケガで病院等にかかるとき、窓口で保険証（国民健康保険被保険者証）を提示することにより、医療費の一部を負担する（一部負担金）だけで診療を受けることができます。一部負担金以外の医療費は、後で国保より医療機関等に支払われます。なお、病院等の窓口で支払っていただく一部負担金の割合（自己負担割合）は、年齢や所得によって異なります。

年 齢		自己負担割合
義務教育就学前		2割
義務教育就学後～70歳未満		3割
70歳以上75歳未満	現役並み所得者の方	3割
	現役並み所得者以外の方	2割



※村では、所得制限なしで0歳から18歳までの子どもの医療費を全額助成しています。
 ※75歳以上の方は、後期高齢者医療制度で医療を受けます。

②入院したときの食事代

入院中の食事代については、診療や薬にかかる費用とは別に、一部を自己負担します。残りは国保が負担します。入院時の食事代の負担額は下表のとおりです。

※令和6年6月1日より、負担額が変わります。

世帯の種類		1食あたりの食費	6月1日以降 1食あたりの食費
住民税課税世帯		460円	
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日以内の入院	210円	230円
	90日を超える入院	160円	180円
低所得者Ⅰ		100円	110円

※住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰの方は、病院の窓口で「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。
 マイナ保険証を利用するか、蓬田村役場住民課国保窓口申請してください。

★療養費の支給については、次月号にてお知らせします。

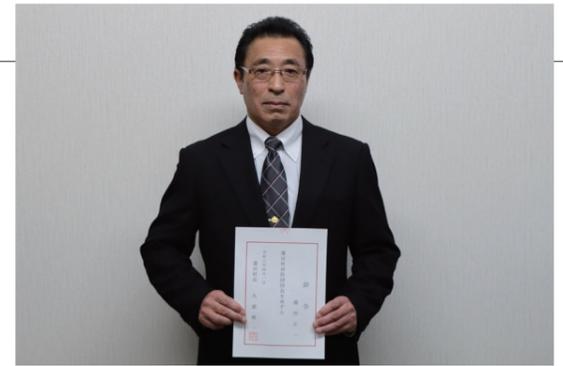


▶問い合わせ 役場 住民課 ☎ 27-2112（内線303）

4/1 消防団の新体制がスタート

蓬田村消防団長辞令交付式

令和2年4月1日より蓬田村消防団の団長を務めた森淳一さんが3月末で退任されました。また、4月1日付けで越田正一さんが新団長に、森正さんが副団長に就任しました。4月1日、役場応接室にて消防団長辞令交付式が行われ、久慈村長から越田団長へ辞令が交付され、蓬田村消防団の新体制がスタートしました。



▲辞令交付後、越田新団長の記念撮影の様子

蓬田村消防団組織図
(令和6年4月1日)



4/6 気持ちよく登下校するために

村民スクールバス停の清掃活動

新学期を前に、青少年育成蓬田村民会議役員による村内のスクールバス停の清掃活動が行われました。参加した関係者の皆さんは、児童が気持ちよく登下校できるように、待合室の天井のほこり取りや掃き掃除、窓拭きなどをして、隅々まできれいにしました。



▲ほこりをすみずみまで取り除きました

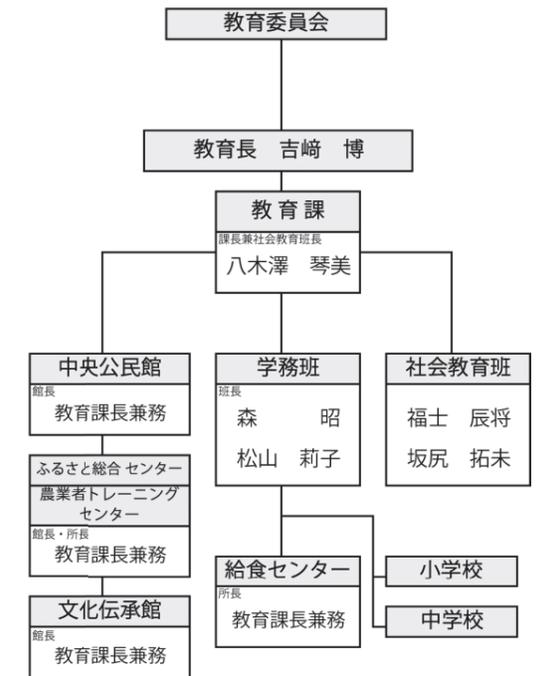
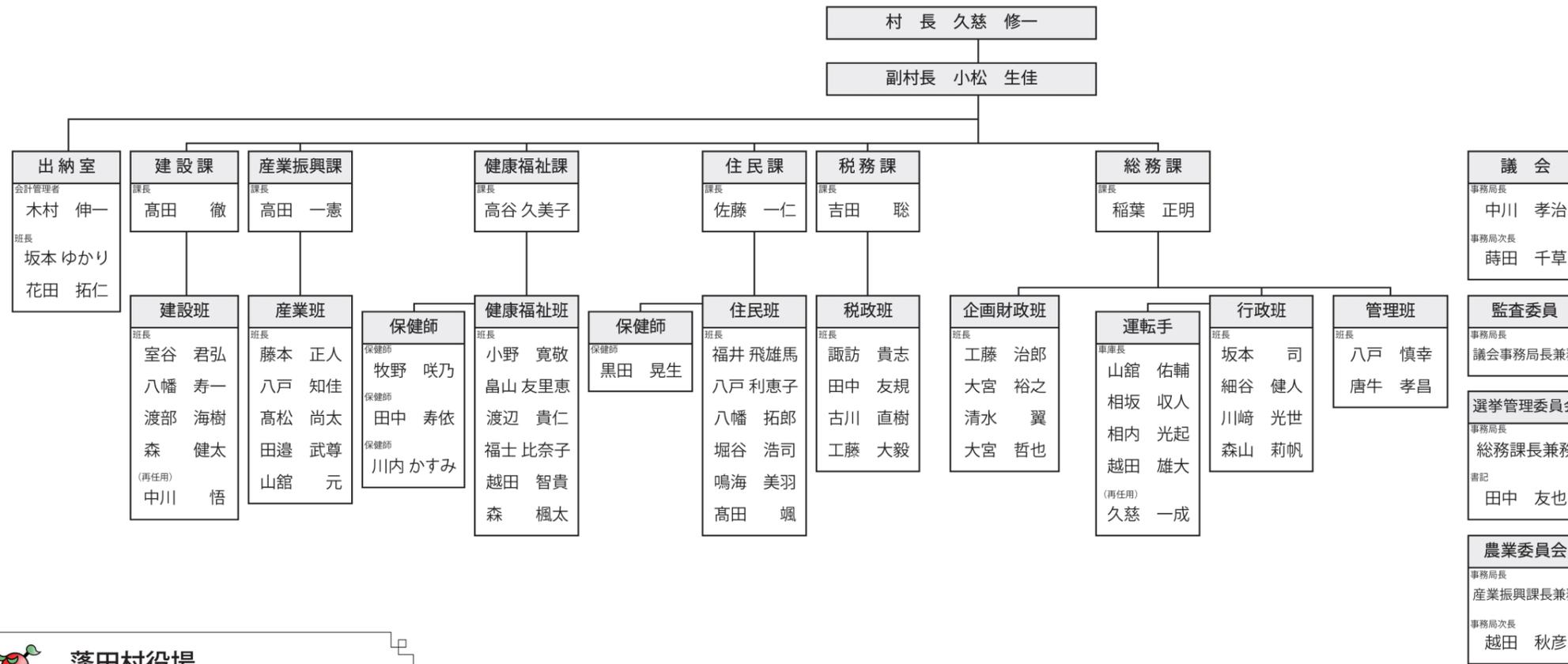
4/7 地域防災力の向上を目指して

令和6年度蓬田村消防団春季火防演習

中沢地区で火事を想定した春季火防演習が実施されました。柿崎裕二本団付分団長の演習指揮の下、村内の各分団員が連携し、ほどよい緊張感の中、迅速に消火訓練を行いました。演習後の挨拶の中で久慈村長は「自分たちの地域は自分たちで守るという意識の下、越田新団長と共に村民の生命、財産を守るという使命を全うしていただきたい」と労いの言葉を述べました。



▲いち早く駆けつけ放水を開始する第1分団の皆さん



蓬田村役場
 〒030 - 1211
 青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3
 ☎ 0174 - 27 - 2111 FAX 0174 - 27 - 3255

蓬田村教育委員会
 〒030 - 1203
 青森県東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田136-76
 ☎ 0174 - 31 - 3111 FAX 0174 - 31 - 3112

行政相談をご利用ください

行政相談とは、国民からの行政に対する苦情や意見、要望などを受け付け、解決や実現を促進する制度です。本村でも武井昭夫氏に行政相談委員を委嘱していますので、村民の皆さんが毎日の暮らしの中で、行政の仕事についての苦情や意見・要望があったときなどは、お気軽にご相談ください。

- 苦情を直接申し出にくい
- どこへ申し出たらよいかわからない
- 苦情を申し出たがその措置に納得できない など

相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

行政相談委員

武井 昭夫 氏
 (蓬田字汐越 33-2)
 ☎ 27-2064



各課の業務内容

総務課

- ・行政班：行政、消防防災、公有財産管理、防犯、交通安全など
- ・企画財政班：企画、地域振興、広報広聴、移住定住、村民祭、予算編成など
- ・管理班：役場新庁舎の建設

税務課 (直通 0174-27-2114)

村税等の賦課徴収、税務諸証明の発行など

住民課 (直通 0174-27-2112)

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、戸籍、住民基本台帳、消費者行政など

健康福祉課 (直通 0174-27-2113)

乳幼児・児童及び母子福祉、障害福祉、生活保護、公衆・環境衛生、各種健診など

建設課 (直通 0174-31-0075)

道路、河川、海岸、公園、除排雪、簡易水道、村営住宅など

産業振興課 (直通 0174-27-2115)

農林水産業、ライスセンター改修、商工観光など

教育課

社会教育、生涯学習、中央公民館等の管理運営、小・中学校・給食センターの管理運営など

出納室

村税等の収納、公金の管理、歳入歳出の管理など

議会事務局

議会事務、議会だよりの発行など

選挙管理委員会事務局

選挙人名簿の作成、各種選挙の実施など

農業委員会

農業委員会の事務など

イベント等は中止・延期となる可能性があります。

日	月	火	水
			1
5 ○ こどもの日	6 ○ 振替休日	7 ◆玉松友の会 ふ	8
	北 燃えるごみ (40cm 未満)	北 缶・ペットボトル・ビン 南 燃えるごみ (40cm 未満)	
12	13	14 ◆玉松友の会 ふ	15 ◆英会話教室 18:00~ ふ
	北 燃えるごみ (40cm 未満)	北 燃えないごみ 南 燃えるごみ (40cm 未満)	
19	20	21 ◆玉松友の会 ふ	22
	北 燃えるごみ (40cm 未満)	北 缶・ペットボトル・ビン 南 燃えるごみ (40cm 未満)	
26	27 ◆行政相談 10:00 ~ 15:00 ふ	28 ◆玉松友の会 ふ	29
	北 燃えるごみ (40cm 未満)	北 燃えないごみ 南 燃えるごみ (40cm 未満)	北 南 特殊なごみ (電球・蛍光灯・乾電池など)

○行事開催場所
 ふ … ふるさと総合センター
 役 … 蓬田村役場
 ト … トレーニングセンター
 診 … 蓬田診療所
 よ … よもぎ温泉
 蓬 … 蓬生園

○ごみ収集日
 北 … 蓬田・宮本・郷沢・瀬辺地・広瀬・高根
 南 … 中沢・長科・阿弥陀川・ぐっと町会
 ※ごみは収集日当日の朝 6:30 までに出してください。
 ※粗大ごみは収集場所に出さないでください。
 ▶問い合わせ 健康福祉課 ☎ 27-2113 (内線 402)

○ノラの英会話教室
 Let's enjoy English ♪
 次回は 5 月 15 日 (水)
 時間：午後 6 時～
 場所：ふるさと
 総合センター
 ☎ 31-3111



木	金	土
2 ◆子育て相談 10:00~12:00 ふ ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育てサークル ふ	3 ○ 憲法記念日	4 ○ みどりの日
北 燃えるごみ (40cm 未満) 南 燃えないごみ	南 燃えるごみ (40cm 未満)	
9 ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育てサークル ふ	10	11
北 燃えるごみ (60cm 未満) 南 缶・ペットボトル・ビン	南 燃えるごみ (40cm 未満)	
16 ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育てサークル ふ ◆すくすくよもぎっ子教室 ふ	17	18 ◆予防接種二種混合 (ジフテリア、破傷風) 診
北 燃えるごみ (40cm 未満) 南 燃えないごみ	南 燃えるごみ (60cm 未満)	
23 ◆乳児健康診査・股関節脱臼検診 ふ	24	25
北 燃えるごみ (40cm 未満) 南 缶・ペットボトル・ビン	南 燃えるごみ (40cm 未満)	北 南 古紙類
30 ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育てサークル ふ ◆こころのサロン ふ	31 ◆固定資産税第 1 期納期限	※予定は変更されることがありますので、確認をお願いします。
北 燃えるごみ (40cm 未満) 南 燃えないごみ	南 燃えるごみ (40cm 未満)	

○玉松友の会 (毎週火曜日)
 ※第 3 火曜日は理学療法士が来ます。
 障害者手帳がある方や病気や治療による後遺症があり、リハビリや体力づくりの機会が欲しい方等が対象となります。
 ▶問い合わせ 健康福祉課 ☎ 27-2113 (内線 404)

○いきいきなどわどサロン (毎週木曜日 9:00~14:00)
 65 歳以上のシニア世代を中心にどなたでも利用できます。各自で会場へお越しください。詳細はお問い合わせください。
 ▶問い合わせ 住民課 ☎ 27-2112 (内線 302)

総合カレンダー

2024 5 月

戸籍の窓口

【3 月受付分】(敬称略)

■ご冥福をお祈りします

吉田 美香 47 歳 (中 沢)
 川内 義廣 80 歳 (阿弥陀川)

■蓬田村の人口 (3 月 31 日現在)

区分	人口	前月比
総人口	2,473	- 8
男	1,200	- 3
女	1,273	- 5
世帯数	1,115	+ 4



各種予防接種・健診に関するお知らせ



■5種混合ワクチンが定期接種となりました

これまで4種混合（DPT-IPV：ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ）とヒブ感染症（Hib）の2本を接種することで予防できていた感染症が、令和6年4月1日から5種混合（DPT-IPV-Hib）の1本で予防することができます。

	接種するワクチン	予防できる感染症	対象年齢
従来の接種方法	4種混合 + ヒブ感染症 4回接種 + 4回接種	・ジフテリア ・百日咳 ・破傷風 ・ポリオ ・ヒブ感染症	生後2ヶ月 ↓ 生後90ヶ月
4月1日以降の接種方法	5種混合 全4回接種で完了		

※既に4種混合・Hibを開始しているお子さんは、4種混合とHibそれぞれ4回の接種となります。5種混合ワクチンの対象となるお子さんには個別で案内します。

■HPVワクチンを接種しましょう

平成9年4月2日以降に生まれた方で、国の積極的勧奨の差し控えによりHPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の接種機会を逸した方について、今年度まで公費での接種が受けられます。対象となる方には個別で通知していますので、お早目の接種をお願いします。

■子どものむし歯予防無料フッ素塗布が5歳児・6歳児まで拡大されます

村ではこれまで子どものむし歯予防対策として、1歳6か月児健診から3歳児健診終了の半年後まで合計6回の無料フッ素塗布を実施してきました。歯の健康と全身の健康には密接なつながりがあり、『虫歯のない健康な歯』は一生の財産です。特に乳歯から永久歯に生え変わり始める5～6歳頃は、まだ歯質も弱く、虫歯予防に取り組むべき大切な時期です。

そこで、令和6年度から5歳児・6歳児の希望する方を対象に、幼児健診会場で歯科健診とフッ素塗布を受けられるようになりました。フッ素は定期的に継続して塗布することで効果を発揮します。子どもの健康を守るため、ぜひ受けましょう。

日程	事業名	対象者
7月19日（金）	6歳児歯科健診・フッ素塗布①	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ
12月4日（金）	親と子の歯科相談 6歳児フッ素塗布②	
令和7年1月28日（火）	5歳児歯科健診・フッ素塗布①	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
令和7年6月（予定）	親と子の歯科相談 5歳児フッ素塗布②	

※対象者にはおよそ1ヶ月前に個別に案内いたします。

上記表中の①②両方受けた子どもにはフッ素入り歯磨き剤と歯ブラシを差し上げます。

※既に歯科医院で定期的にフッ素塗布を行っている方は、歯科医師にご相談の上、受けてください。



▶問い合わせ 役場 健康福祉課 ☎ 27-2113

今月のテーマ



5月31日～6月6日まで禁煙週間 ～たばこについて考えよう～



たばこは、吸っている本人だけでなく、周りにいる人も健康被害をもたらします。多くの施設において原則屋内禁煙、20歳未満の方は喫煙エリアへ立ち入り禁止、屋内での喫煙は喫煙室の設置が必要、喫煙室には標識掲示が義務付けられました。誰も望まない受動喫煙を防ぐためにも、これまでの「マナー」を「ルール」にしましょう。

〈たくさんの方が受動喫煙〉

受動喫煙とは、他の人のたばこの煙を吸わされることをいいます。「たばこを吸わないから大丈夫」と安心してしまいがちですが、自身で吸わなくても受動喫煙によって、脳卒中、虚血性心疾患、肺がんなど、様々な病気を発症するリスクが高まります。例えば、受動喫煙のある人は肺がんのリスクが1.3倍になるという研究報告があります。また、

国内では受動喫煙が原因で年間約1万5千人が死亡しており、脳卒中による死亡者がおよそ半分を占めています。

〈受動喫煙による子どもの健康被害〉

生活環境を自ら選ぶことができない子どもは、受動喫煙の最大の被害者です。親の喫煙は、子どもの健やかな成長の妨げになります。空気清浄機の利用や換気扇の下での喫煙では、受動喫煙を防ぐことにはなりません。たばこを吸わないことが、受動喫煙防止の一番の対策となります。

子どもへの影響

- ・気管支喘息
- ・急性気管支炎
- ・慢性副鼻腔炎
- ・アトピー性皮膚炎
- ・知能の発達遅れ
- ・身長が伸びにくい
- ・虫歯になりやすい
- ・歯肉の着色 等
- ・妊婦・新生児への影響



- ・流産、早産
- ・乳幼児突然死症候群
- ・低出生体重児 等

〈喫煙者に多い慢性閉塞性肺疾患（COPD）〉

慢性閉塞性肺疾患（COPD）とは、たばこの煙を主とする有害物質を長期に吸入することで生じた肺の炎症疾患であり、喫煙習慣を背景に中高年に発症する生活習慣病です。最大の原因は喫煙であり、喫煙者の15～20%がCOPDを発症します。歩行時や階段昇降など、身体を動かしたときに息切れを感じたり、咳や痰が特徴的です。一日中酸素を吸入する在宅酸素療法が必要となる場合もあり、生活に様々な制限が出るだけではなく、経済的にも大きな負担が生じてしまいます。



〈はじめよう禁煙生活〉

「やめたくてもやめられない」それはニコチン依存症という病気です。ニコチンは麻薬やアルコール以上に依存性が高い薬物です。禁煙できないのは、自分の意志が弱いせいではありません。最近では、多くのクリニックで禁煙外来が設けられていますし、医療保険が適用となります。禁煙補助薬（ニコチンパッチやニコチンガム等）とカウンセリング等を併用した禁煙治療が必要ですので、まずは身近なかかりつけ医に相談することをおすすめします。禁煙するのに遅すぎるといふことはありません。たばこをやめたその瞬間から確実に健康効果が現れるので、禁煙に挑戦してみましよう。





後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

■交通事故等にあつたとき

交通事故や暴力等、第三者の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ずお住まいの市町村へ届出してください。自損事故や業務中の事故で、労災が適用されない場合も届出が必要です。

▶問い合わせ 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821 または 役場 住民課 ☎27-2112



国民年金加入者のみなさまへ

■国民年金保険料免除等の申請

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、お住まいの市区役所・町村役場で手続きをお願いします。

■産前産後期間の国民年金保険料の免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。お住まいの市区役所・町村役場で手続きをお願いします。

■会社を退職した時は年金の切替え手続きが必要

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合、国民年金第1号被保険者（または第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。お住まいの市区役所・町村役場で手続きをお願いします。

■マイナポータルを利用した国民年金の加入手続・保険料免除申請等の電子申請について

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予及び学生納付特例の電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

■国民年金保険料の金額

令和6年度の国民年金保険料額は、「月額16,980円」です。

令和6年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和6年度の保険料改定率「0.999」を乗じることにより、16,980円となりました。

■便利でお得な納付方法をご利用ください

①口座振替（口座からの引き落とし）

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。※過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。

※引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

②クレジットカード納付

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。さらに、「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※過去の納め忘れの保険料及び一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。

③電子納付

ページー、インターネットバンキング、スマートフォン決済等もご利用いただけます。

▶問い合わせ

青森年金事務所 ☎017-734-7495
役場 住民課 ☎27-2112 (304)

お知らせ

インターネット公売の実施について

県では、動産や不動産、自動車などの差押財産について、KSI官公庁オークションを利用して売却するインターネット公売を実施しています。

詳しくは、県ホームページ内「県税・市町村税インフォメーション」(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.html)

▼問い合わせ 東青地域県民局県税課 納税管理課 ☎017-734-9975

ホタテガイ高水温被害に係る県税の減免措置について

令和5年7月中旬から同年10月中旬までの間、陸奥

湾の高水温によるホタテガイの被害を受けられた方には、県税の減免、期限の延長及び徴収猶予等の特例措置等の制度があります。

▼問い合わせ 東青地域県民局県税課 納税管理課 ☎017-734-9975

裁判員制度 15周年を迎えて

裁判員制度は、18歳以上の国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。国民の皆さまのご参加・ご協力に支えられ、今年5月で15周年を迎えます。詳しくは裁判所ウェブサイトをご覧ください。

https://www.saibanin.courts.go.jp/

相続登記

無料相談会

4月1日から「相続登記の義務化」制度が始まりました。それに伴い次の日程で相続登記に伴う無料相談会を開催します。

■日時 5月18日(土) 午前11時から午後2時まで
■場所 蓬田村ふるさと総合センター
■申込方法 電話予約 ※先着6名

■持参物 ①令和6年度の固定資産税納税通知書(又は令和5年度分)
②戸籍謄本・除籍謄本(ご自分で集められている場合)

③登記済証(権利証・登記識別情報)

④本人確認情報(運転免許証・マイナンバーカード等)

▼申込先・問い合わせ 司法書士 相坂まさかず事務所 ☎017-723-5670

JICA海外

協力隊募集

「人生なんてきつかけひとつ」JICA海外協力隊や経験者から現地の話を聞いてみませんか? 独立行政法人国際協力機構(JICA)は、開発途上国で現地の人々と一緒に生活をしながら、互いに学びあい、人づくり国づくりに参加できる方を募集(5月17日から7月1日)しています。募集期間中、東北各地にて説明会を開催します。詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。



▼問い合わせ (公社) 青年海外協力協会 JOCA東北 ☎0223-36-9851

令和6年度 警察官A採用試験

青森県警察官募集集中!

警察官A 大学卒業(見込)者の採用試験を行います。

■公告日(試験案内等配布予定日) 5月1日(水)

■受付期間 5月7日(火)～6月14日(金)

■一次試験 7月14日(日) 青森市、八戸市、弘前市、さいたま市

■一次試験合格発表日 7月23日(火) 予定

■二次試験 9月上旬 青森市

■最終合格発表 9月下旬

■受験資格 平成4年4月2日以降に生まれた者で、

大学を卒業した者又は令和7年3月31日までに大学卒業見込みの者。

詳細については、試験案内等配布予定日以降に試験案内(申込書)を入手してご確認ください。

▼問い合わせ 外ヶ浜警察署

☎0174-22-2211 蓬田駐在所

☎0174-27-2036

2036

2036